

後期高齢者
医療のかたへ

『高額医療・高額介護 合算療養費制度』のお知らせ



医療と介護のサービスを両方利用している
世帯の負担を軽減する制度です。



毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間の医療費と介護保険の一部負担額を合算し、表の基準額を超える場合に、超えた金額を支給します。

…………… 申請手続き ……………

支給を受けるためには、申請が必要です。**支給の対象となるかたには、3月以降に申請のお知らせをします。**

但し、平成30年8月から令和元年7月末までの間に、次に該当するかたは、申請の対象となることの確認ができない場合があります。

白岡市に転入(転出)したかた／死亡したかた／他の医療保険から後期高齢者医療に加入したかた

平成30年8月からの 高額医療・高額介護合算療養費自己負担限度額(世帯単位)

所得区分		判定基準	医療・介護合算 算定基準額
現役並み 所得者	現役並み 所得Ⅲ	課税所得690万円以上のかた	212万円
	現役並み 所得Ⅱ	課税所得380万円以上690万円未満のかた	141万円
	現役並み 所得Ⅰ	課税所得145万円以上380万円未満のかた	67万円
一 般		他の所得区分のいずれにも該当しないかた	56万円
低所得者Ⅱ		世帯員全員が市町村民税非課税のかた	31万円
低所得者Ⅰ		低所得者Ⅱのうち世帯全員の各所得が控除(年金の場合は80万円)を差し引いたとき0円となるかた	19万円※

※ 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円

問合せ

保険年金課後期高齢者医療担当 内線 147・148
高齢介護課介護認定給付担当 内線 178・179

※具体的な手続きや不明な点は、それぞれの窓口
にお問い合わせください。

退職に伴う国民年金のお手続きをお忘れなく

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のかたが退職したときは、厚生(共済)年金から国民年金(第1号被保険者)への変更手続きが必要です。

また、厚生(共済)年金被保険者の扶養になっていた配偶者は、第1号被保険者へ変更の手続きが必要です。

手続き

持参するもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 印鑑
- 厚生年金等の喪失日が確認できるもの(厚生年金被保険者資格喪失証明書等)
- マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- 本人確認書類

1点でよいもの

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、障害者手帳など

2点必要なもの

健康保険被保険者証、年金手帳など

保険料

月額16,540円(令和2年度) ※令和元年度は16,410円

国民年金保険料の納付案内書が日本年金機構から送付されます。

免除制度

保険料を納めることが困難な場合、申請が承認されると保険料の納付が免除される制度がありますのでお問い合わせください。

問合せ・手続き

春日部年金事務所 ☎ 048(737) 7112(代表)
市保険年金課国民年金担当 内線 140・149